

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）ページ 八七三

### 告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居託介護事業者等の指定

（地域福祉国保課） 八七三

指定介護機関の廃止の届出

（同） 八七七

保安林における許可をすべき皆伐面積の限度

（治山課） 八七八

道路の供用開始

（道路維持課） 八七九

道路の区域変更

（同） 八七九

保安林の指定予定

（岐阜農林事務所） 八八〇

### 選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定取消し

（選挙管理委員会） 八八〇

### 公示

土地改良事業の施行同意

（農地計画課） 八八〇

岐阜都市計画の図書の縦覧

（都市政策課） 八八一

土地改良区役員の退任及び就任

（西濃農林事務所） 八八一

## 規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成二十二年岐阜県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「債務負担」の下に「（当該中期目標の期間を超える事業年度における債務負担の合計額が三千万円（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人にあっては、一億円）以上のものに限る。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	訪問看護	う え む ら 整形 外科	郡上市八幡町五町三一五 一四	平成二一・五・一
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	訪問リハビリテーション	う え む ら 整形 外科	郡上市八幡町五町三一五 一四	同
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	居宅療養管理指導	う え む ら 整形 外科	郡上市八幡町五町三一五 一四	同
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	介護予防訪問看護	う え む ら 整形 外科	郡上市八幡町五町三一五 一四	同
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	介護予防居宅療養管理指導	う え む ら 整形 外科	郡上市八幡町五町三一五 一四	同
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	訪問看護	キッズクリニックありす	可児市中恵土二三三 五九 六三四	同
医療法人 修和会	郡上市八幡町五町三一五 一四	居宅療養管理指導	キッズクリニックありす	可児市中恵土二三三 五九 六三四	同
医療法人 優育会	可児市中恵土二三三 五九 六三四	介護予防訪問看護	キッズクリニックありす	可児市中恵土二三三 五九 六三四	同
医療法人 優育会	可児市中恵土二三三 五九 六三四	介護予防居宅療養管理指導	キッズクリニックありす	可児市中恵土二三三 五九 六三四	同
株式会社 経友会	恵那市武並町藤一九二	小規模多機能型居	藤の里「結い」小規模多機能	恵那市武並町藤一九二	同

株式会社 経友会	九一	恵那市武並町藤一九二	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	能ホーム	九一	同
株式会社 笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ヶ丘 一七 四六	○	通所介護	デイサービス 笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ヶ丘 一七 四六	同
株式会社 笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ヶ丘 一七 四六	○	介護予防 通所介護	デイサービス 笑顔いちばん	各務原市那加雄飛ヶ丘 一七 四六	同
株式会社イー・ピー・シ	名古屋市中区葵一 六 一三 かののビル 三F	○	通所介護	デイサービスセンター多治見南	多治見市大畑町二八	同
株式会社イー・ピー・シ	名古屋市中区葵一 六 一三 かののビル 三F	○	介護予防 通所介護	デイサービスセンター多治見南	多治見市大畑町二八	同
医療法人 悠信会	揖斐郡大野町黒野六四 五 一	同	介護老人 保健施設	介護老人保健施設 ラポール	揖斐郡大野町大野九二 四 一	同
医療法人 悠信会	揖斐郡大野町黒野六四 五 一	同	居宅介護 支援事業	介護老人保健施設 ラポール	揖斐郡大野町大野九二 四 一	同
有限会社 ひなたぼっこ	土岐市駄知町九〇二 一五一	同	通所介護	ミニデイサービス げんき村	土岐市曾木町一七二四	同
有限会社 ひなたぼっこ	土岐市駄知町九〇二 一五一	同	介護予防 通所介護	ミニデイサービス げんき村	土岐市曾木町一七二四	同
株式会社 吉川組	多治見市明和町二五 〇	同	通所介護	おあしすデイサービスセンター大畑	多治見市大畑町六七 八	同
株式会社 吉川組	多治見市明和町二五 〇	同	介護予防 通所介護	おあしすデイサービスセンター大畑	多治見市大畑町六七 八	同
有限会社中部 G P F	名古屋市中区植田東 二 五〇四 三〇二ラ イオンスマンション植 田三〇二号	同	訪問介護	訪問介護ステーション中部	恵那市長島町中野二二 一六 八	同
有限会社中部 G P F	名古屋市中区植田東 二 五〇四 三〇二ラ イオンスマンション植 田三〇二号	同	訪問介護	訪問介護ステーション中部	恵那市長島町中野二二 一六 八	同
有限会社中部 G P F	名古屋市中区植田東 二 五〇四 三〇二ラ イオンスマンション植 田三〇二号	同	介護予防 訪問介護	訪問介護ステーション中部	恵那市長島町中野二二 一六 八	同

田三〇二号

杉江尚吉	羽島市竹鼻町錦町七一	居宅療養 管理指導	平成調剤薬局 羽島店	羽島市竹鼻町錦町七一	同
杉江尚吉	羽島市竹鼻町錦町七一	介護予防 居宅療養 管理指導	平成調剤薬局 羽島店	羽島市竹鼻町錦町七一	同
社会福祉法人 会福祉協議会 神戸町社	安八郡神戸町大字八条 二五八 二	介護予防 訪問介護	神戸町訪問介護ステーション	安八郡神戸町大字八条 二五八 二	同
クオール株式会社	東京都新宿区四谷一 一七	居宅療養 管理指導	クオール薬局 美濃加茂西店	美濃加茂市西町一 七八 六	同
クオール株式会社	東京都新宿区四谷一 一七	介護予防 居宅療養 管理指導	クオール薬局 美濃加茂西店	美濃加茂市西町一 七八 六	同
医療法人 すずらん会	関市宝山町六〇 二	訪問介護	訪問介護事業所 和花	関市倉知一四八 一	同
医療法人 すずらん会	関市宝山町六〇 二	介護予防 訪問介護	訪問介護事業所 和花	関市倉知一四八 一	同
医療法人 すずらん会	関市宝山町六〇 二	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所 和花	関市倉知一四八 一	同
黒木岳	名古屋市長東区梅森坂 一九〇四 一三	居宅療養 管理指導	クローバー薬局	可児市中恵土三三五九 六三七	同
黒木岳	名古屋市長東区梅森坂 一九〇四 一三	介護予防 居宅療養 管理指導	クローバー薬局	可児市中恵土三三五九 六三七	同
株式会社アイランドジー ・アイ	瑞浪市樽上町二 六 五	訪問介護	アイランド ヘルパー	瑞浪市樽上町二 六 五	同
株式会社アイランドジー ・アイ	瑞浪市樽上町二 六 五	介護予防 訪問介護	アイランド ヘルパー	瑞浪市樽上町二 六 五	同
株式会社アイランドジー ・アイ	瑞浪市樽上町二 六 五	訪問入浴 介護	アイランド 訪問入浴	瑞浪市樽上町二 六 五	同
株式会社アイランドジー ・アイ	瑞浪市樽上町二 六 五	介護予防 訪問入浴 介護	アイランド 訪問入浴	瑞浪市樽上町二 六 五	同
株式会社アイランドジー ・アイ	瑞浪市樽上町二 六 五	居宅療養	訪問入浴	瑞浪市樽上町二 六 五	同

山県市高富町二四三九

居宅療養

山県市高富町二四三九





干 害 防 備 林 保 安	郡上市 (旧白鳥町の区域に限る。)	4.56
	郡上市 (旧明宝村の区域に限る。)	2.96
	恵那市 (旧恵那市の区域に限る。)	1.46
	中津川市 (旧福岡町の区域に限る。)	2.24
	下田市 (旧金山町の区域に限る。)	2.30
	高山市 (旧高山市の区域に限る。)	1.90
	高山市 (旧朝日村の区域に限る。)	3.22
	高山市 (旧高根村の区域に限る。)	0.60
	飛騨市 (旧宮川村の区域に限る。)	0.96
	岐阜市	4.00
保 健 保 安 林	郡上市 (旧明宝村の区域に限る。)	2.46
	郡上市 (旧和良村の区域に限る。)	1.12
	多治見市 (旧多治見市の区域に限る。)	2.58
	下田市 (旧金山町の区域に限る。)	10.18
	高山市 (旧園府町の区域に限る。)	1.48

岐阜県告示第五十号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

備 考

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日	(区域又は日)の決定又は変更の告示は
県道	阿 木 井 線	恵那市東野 字高地一 〇五一番一地先から 同 市長島町正家字牧田一 〇四三番一地先まで	二七〇	平成 二〇二一年	平成 二〇二四年

岐阜県告示第五十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	鼠 餅 川 線	高山市丹生川町森部字六郎洞一六一〇番二地先地内	前 後	三〇 三四	三三八	

岐阜県告示第五十二号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域	変更	前後	別	員敷	延	備考
鼠餅線	古川線	高山市丹生川町柏原字入道洞七二六番一地从先から	同市同町柏原字入道洞七二四番一地从先まで	後	前	三七〇	三七〇	ル(メートル)	ル(メートル)	

岐阜県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 山県市大字長滝字釜ヶ谷二七の六の二、二七の六の三、二七の六の五、二七の七の一、二七の三五
- 二 指定の目的
  - 公衆の保健
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
  - 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十三年二月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

指定を取り消す施設の名称

岐阜市和園	岐阜市和園	岐阜市丹波町城屋敷318番地1
-------	-------	-----------------

公 示

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替

えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
富加町	羽生地区	平成二三・一・二四

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
東白川村	下親田地区	平成二三・一・二四

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画汚物処理場

1号 岐阜市寺田プラント

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同法第十七項の規定により公示する。

平成二十三年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
大垣土地改良区	平成二三・二・四	理事	小川 敏	八丁目一八番地
			清水 馨	二丁目三二六番地
			安田 里瑠	一 六三番地
			名和 義榮	二丁目六 番地
			服部 明	一丁目二 番地
			國枝 義見	一丁目六二八番地一
			川合 洋三	三二番地一
			川合 彰	二丁目九四 番地
			柳 瀬 崇	一丁目二 八三番地
			早野 彰	四七一 番地
			増井 正一	一一九六番地
			藤田 浅美	二丁目三番地二

